

令和 8 年度政策予算の編成方針について

令和 8 年度は、市長公約の「子育て・教育」「インフラ・土地利用」「企業誘致・産業振興」「健康・医療福祉」「行政・デジタル」の 5 つの柱に沿った事業を推進することとし、更なる予算配分の重点化・効率化を目指した予算編成を行う。

本市は健全化判断比率からも健全財政を維持しているが、人口減少等により歳入の確保は依然として厳しい状況が予想される。また、社会経済情勢の影響による人件費や物価の上昇に伴い、事業費が顕著に増加しており、持続可能な財政基盤を確立することが喫緊の課題である。

については、令和 8 年度の政策予算の要求に当たっては、厳しい財政状況を踏まえ、これまでの施策を慣習や前例にこだわることなく、緊急性、必要性、優先順位等を部内で十分検討し、全市を挙げて「選択と集中」を徹底するよう、命により通知する。

○ 政策予算要求に当たっての留意事項

① 「第 2 次西脇市総合計画」に基づく事業の推進

本市の将来像である「つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき」を実現するため、「第 2 次西脇市総合計画」に即した施策を展開すること。

② 「選択と集中」の徹底

限られた財源を有効に活用するため、市長公約に沿った事業を積極的に立案するとともに、事業の優先順位を付けること。

なお、既存事業の見直し（廃止・縮小）がない場合は、原則として新規・拡充事業は認めない。

③ 行財政改革の推進

持続可能な財政基盤を確立するため、自主財源の確保や事務事業の見直しに積極的に取り組むこと。

ア 不要不急の事業については、積極的に廃止すること。

イ 補助金等については、その目的、必要性及び効果等を部内で十分精査し、積極的に廃止等の見直しを行うこと。

④ 国・県の動向に対する対応

国・県支出金については、制度の改正が確実に見込めるものを除き、現行制度に基づくこととするが、国・県の予算編成、地方

財政対策等その動向を十分見極め、適切に要求すること。

要求時点で、詳細が不明なものについては、予算編成過程の中で対応すること。

国・県補助事業で補助金の削減等が予定されている場合は、その額を一般財源に振り替えるような安易な要求は行わないこと。

⑤ 公共施設の総量適正化の推進

公共施設の改築・改修については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（長寿命化計画）に基づいた要求とすること。

財政負担の軽減・平準化を図る観点から、稼働率の低い施設については、機能の統合や廃止等の検討を行うこと。

⑥ 特別会計及び企業会計

独立採算の原則を念頭に、安易に一般会計からの繰入れ等に依存することなく、経営的視点に立った一層の効率化による支出の抑制、収納率の向上など自らの財源の確保に努め、財政の健全化を図ること。